

適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除
除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日： ・ ・

分割承継法人等の名称：

当該法人 の事業年 度又は連 結事業年 度	区 分	控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額					控除限度超過額又は個別控除限度超過額				
		当該法人の 控除余裕額 又は個別控 除余裕額 (前期の別表 六(三)「③」)	当該法人の 国外所得金 額又は個別 国外所得金 額	(2) の うち 分割承継法 人等に移転 する事業に 係る部分の 金額	(1) の うち ないものと される金額 $(1) \times \frac{(3)}{(2)}$	当該法人の 調整後の控 除余裕額又 は個別控除 余裕額 $(1) - (4)$	当該法人の 控除限度超 過額又は個 別控除限度 超過額 (前期の別表 六(三)「⑥」)	当該法人の 控除対象外 国法人税額 又は個別控 除対象外国 法人税額	(7) の うち 分割承継法 人等に移転 する事業に 係る部分の 金額	(6) の うち ないものと される金額 $(6) \times \frac{(8)}{(7)}$	当該法人の 調整後の控 除限度超過 額又は個別 控除限度超 過額 $(6) - (9)$
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

別表六(三)付表三 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表六（三）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条第12項（適格分割等が行われた場合でないものとされる繰越控除限度額等）（外国法人が法第144条の2第7項（外国法人に係る外国税額の控除）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第7項（適格分割等が行われた場合でないものとされる個別繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額2」は、「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額1」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六（二）の「15」、別表六（五の二）の「11」、別表六の二（二）付表の「11」、別表六の二（二の二）付表の「7」又は別表六の三の「10」の金額を記載します。

3 「当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」は、「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額6」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六（二の二）の「21」の金額を記載します。